

第5回八街市農業委員会総会

平成29年6月2日

八街市農業委員会

平成29年第5回農業委員会総会

平成29年6月2日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 8. 高橋 猛 | 15. 小川正夫 |
| 2. 船木勝利 | 9. 森 邦央 | 16. 日暮守信 |
| 3. 岩品要助 | 10. 武藤 功 | 17. 石井とよ子 |
| 4. 池田寿男 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木勝雄 |
| 5. 貫井正美 | 12. 宇都木邦雄 | 19. 保谷俊雄 |
| 6. 林 和弘 | 13. 中村勝行 | 20. 金子正弘 |
| 7. 山本重文 | 14. 長野猛志 | 21. 中川利夫 |
| | | 22. 三須裕司 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	主 査	宮内清志
主 査	太田謙一	主査補	浅井久子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地競（公）売買受適格者証明の交付について（農地法第5条）
議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定に
ついて
議案第6号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第7号 農用地利用配分計画（案）の承認について
議案第8号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認
について
議案第9号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について

5. その他

報告第1号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○梅澤事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

○三須会長

平成29年度第5回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変忙しい中、委員全員の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日も、また班長以上の役員の皆さんにおかれましては、総会前2時より出席いただき、農業委員会規程の改正について、臨時総会の運営について、その他についてを協議いただきまして、誠にありがとうございました。おかげさまで来季へ向けての準備も進んでまいりました。今後ともご協力をお願いいたします。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で21件、農地競売買計画適格者証明の交付2件、非農地認定1議案31件、農用地利用集積計画9件、農用地利用配分計画1件、平成28年度活動の点検・評価及び平成29年度活動計画の9議案66件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。

○梅澤事務局長

それでは、会務報告をいたします。

5月9日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を林部長、船木委員、小川委員で行いました。

5月11日金曜日、午後1時半より、県農業会議常設審議会現地調査が八街市で行われ、三須会長、武藤副部長に出席いただきました。

5月19日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を中川副会長、岩品副部長、日暮委員で行いました。

5月24日水曜日、午後4時より、印旛郡市農業委員会連合会総会が印旛合同庁舎2階大会議室にて開催され、三須会長に出席いただきました。

5月25日木曜日、午後1時半より、耕作放棄地対策協議会総会が総合保健福祉センター3階会議室Cにて開催され、三須会長に出席いただきました。

5月29日月曜日、午後1時より、全国農業委員会会長大会が、東京都文京区シビックホールにて開催され、三須会長に出席いただきました。

5月30日火曜日、午後1時30分より、部会現地調査を林部長、森副部長、岩品副部長、宇都木委員、日暮委員、保谷委員、池田委員で行いました。

5月31日水曜日、午後1時半より、部会面接を市役所第1会議室、中川副会長、林部長、森副部長、長谷川委員、宇都木委員、日暮委員、保谷委員、池田委員で行いました。

6月2日金曜日、午後1時半より、産業まつり実行委員会を総合保健福祉センター3階大会議室にて開催され、三須会長、中川副会長に出席いただきました。

以上で、会務報告を終わります。

○三須会長

次に、議事録署名人の選任については、議長からの指名することで異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は議席番号6番、林部長、7番、山本委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。宮内主査。

○宮内主査

議案書3ページをごらんください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、八街字裏島、地目、畑、面積1,500平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため、売却したい。

次の、番号2、番号3、番号4の3件は同一状況のため、一括してご説明いたします。

まず、番号2、区分、地上権、所在、八街字中土手、地目、畑、面積2筆合計1,768平方メートル。番号3、面積716平方メートル。番号4、面積648平方メートル。権利者事由は、農地の義務者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由は、権利者から要望されたため、

なお、この3件は議案第3号10番、11番、12番にそれぞれ関連しております。

番号5、区分、売買、所在、東吉田字東山、地目、畑、面積2万1,541平方メートル。権利者事由は、申請地を借り受けて耕作していたが、義務者からの要望により、所有権を取得して、引き続き農業に専念したい。義務者事由は、相続で農地を取得したが、農業をしていないため売却したい。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いしますが、議案第1号、2番から議案第1号、4番については、議案第3号、10番から議案第3号、12番に関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受けてから採決いたします。

最初に、議案第1号、1番について、武藤副部長、お願いいたします。

○武藤副部長

議案第1号、1番について、調査報告をいたします。

申請地については、JR八街駅より南西に約1.5キロメートル、3月に開通したバイパスに接しております。境界は石杭にてはっきりしております。現状はきれいに耕うんしてあ

りました。進入路も確保されています。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は耕運機2台、トラクター3台、トラック2台です。労働力は権利者とその夫で子どもはいません。年間作業従事日数は権利者が330日、夫も330日です。また、技術力もあり、面積要件については、下限面積の50アールを満たしております。現在、所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営の規模を縮小させる行為は行った事実はありません。その他参考となる事項として、営農計画は落花生を予定しており、権利者の農地と接しているため、何も問題ありません。

以上のことから、本案件は何ら問題はないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第1号、5番について、金子委員お願いいたします。

○金子委員

議案第1号、5番、農地法第3条申請に係る調査報告結果について報告します。

当該申請は平成17年、当該申請地の一部を借り、平成20年に利用集積で敷地面積の拡大をした権利者へ相続で農地を取得した義務者が申請地を売り渡すための申請になります。申請地について、市役所より南に約6キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター2台、軽トラ1台、管理機1台、動力噴霧器1台です。労働力は権利者と、その妻で、子どもはいません。年間農作業従事日数は権利者が300日、妻が250日です。また、技術力には面積要件については下限面積の50アールは満たしております。現在、権利を有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

その他参考となる事項として、営農計画は今まで同様小松菜など栽培を予定しており、畑と一緒に隣接する宅地も購入し、そこに移り住むため通作等にも問題ありません。

以上の内容から、権利者及び世帯人が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項の不許可基準に該当しないことから、本案件は何ら問題がないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

最初に、議案第1号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第1号、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。太田主査。

○太田主査

それでは、5ページをごらんください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積325平方メートル、転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、申請地の隣接地に居住しているが、既存の住宅は子ども夫婦に明け渡し、当該申請地に新たな専用住宅を建築し、移り住みたいというものです。農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続いて、番号2、所在、榎戸字上地先、地目、畑、面積1,395平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により、安定した収入を得るというものです。農地の区分は第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

最初に、議案第2号、1番について、中川副会長をお願いいたします。

○中川副会長

それでは、議案第2号、番号1番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から北へ約2.4キロメートルに位置し、市道により進入路は確保されております。農地性としては、農業等公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針28ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地で申請面積は325平方メートルであり、建築面積との関係において面積妥当と思われれます。資金につきましては、自己資金にて賄う

計画となっております。申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。また、隣接する農地はなく、周囲は宅地となっております。権利者は自己の居住用として住宅を建築し、移住することから、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案2号、2番については、私の担当地域ですので、私から調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅から北東へ約400メートルに位置し、公衆用道路に接しており、進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内の農地ですので、事務指針の27ページの④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は自己所有農地に太陽光パネル196枚を設置する計画で、申請面積は1,395平方メートルであります。面積妥当と思われま

す。資金につきましては、自己資金及び借入金で賄う計画となっております。申請地は小作人等の設定はなく、土地改良受益地でもありません。

次に、隣接農地に対する被害防除対策ですが、東側農地は自己所有地の農地です。道路を除く裏面には、昨年、建売分譲地の転用許可が下りております。雨水については浸透式、盛土、切土等の造成は行わず、整地のみ

の現状と変わらず、土砂流出防止の心配はないと思われま

す。権利者は太陽光発電事業により安定した収入を収りたいとのことで、必要性についても認め

られます。このことから、立地基準、一般基準とも本案件は問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませ

んでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

最初に、議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員ですので、2番については許可相当で決定いたします。

次は部会案件です。この議案は部会案件ですので、農政部会第1班が担当しましたので、班長の森副部長から報告をお願いいたします。

○森副部長

議案第2号、3番、八街市字笹引、地目、畑、2、904平方メートルのうち0.17平方メートルほか1筆、合計0.22平方メートルです。目的、営農型太陽光発電設備用地一時転用です。理由は、引き続き自ら耕作を行い、あわせて農地の上部で自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を継続したいということです。

引き続き、農政部会第1班の調査報告をいたします。

議案第2号、3番、4条一時転用です。平成29年5月31日午後1時50分より、市役所第一会議室において農政部会を実施しました。調査委員は私、森のほか中川副会長、林農政部長、農政部第1班の長谷川委員、宇都木委員、日暮委員、保谷委員、各地区担当の岩品農地副部長、池田委員、事務局からは宮内主査、太田主査が出席しております。

それでは、調査報告を申し上げます。

所在は八街字笹引、地目、畑、申請面積は2、904平方メートルのうち0.17平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積は4、391平方メートルのうち0.22平方メートルです。区分は一時転用の継続申請です。転用目的は営農型太陽光発電設備用地です。転用事業は引き続き申請者自ら耕作し、あわせて農地の上部で自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を継続したいというものです。

まず、立地基準ですが、申請地は笹引小学校より西へ約500メートルに位置し、申請者の敷地を経て進入路は確保されております。農地性といたしましては、農地の広さが10ヘクタール以上の農地で、現存する第1種農地に該当するものと確認いたしました。しかし、申請は営農型太陽光発電設備ということで耕作は継続され、支柱部分の一時転用であることから、事務指針29ページ②の⑥として例外的に認められると判断いたしました。

この案件は、平成28年8月で3年を迎えて継続申請がありましたが、営農状況がよくなり、1年間の継続許可を受けました。この1年間の作付けはフキ、ミョウガが中心に新たにブルーベリーを約80本程度植え、申請地全体の8割程度を耕作している状況です。出荷先はスーパー内の直売所、個人飲食店と新たに土曜日とコンビニへの出荷をしているとのこと。昨年の部会で水不足であると指摘を受け、井戸を掘り、営農に取り組みましたが、販売量と販売額は多少増量している程度であり、より一層の努力が必要な状況です。

確認事項として、一時転用期間が3年以内であること、営農の縮小や生産物の著しい劣化がないこと、毎年の営農状況報告ができていないこと、営農が適切でない場合は撤去指導を受けることについて了承を得ております。

以上の調査結果から、申請者は営農型太陽光発電設備の下部で継続して耕作を行うことに対し、これから渾身的に取り組む姿勢でありますので、農政部会第1班といたしましては、引

き続き1年間の許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございますでしょうか。ございませんか。

○山本委員

ちなみにですが、売り上げ芳しくないというような話ですが、どのくらいの金額の売り上げがあったという報告なんでしょうか。教えていただける範囲内で。

○三須会長

わかったら。森副部長どうぞ。

○森副部長

年間、ミョウガとフキ等で、まだ年間4万円ぐらいとのこと。

○三須会長

ほかにはないでしょうか。

○小川委員

私も、この案件は前から岩品副部長が大分頭痛めている案件でありましたけども。これから先、こういう再申請が出される案件がいっぱい出てくるわけで。この許可の基準をどの辺に持っていこうとしているのか、事務局でわかる範囲で結構でございますので、ご説明をいただきたいと思います。

○宮内主査

一応、下部の営農という概念につきまして、国の方で地域の作物の地域収入の今のところ8割を割らないことということで出しているんですが、今、ちょうど県の方でも、まだ、その辺の整備がよくできてませんので、8割は実際に災害等も考慮して厳しいんじゃないかということで、それをもう少しそれを加味した形での比率を出していくということで、営農が継続されているという状況を今検討しているところでございます。とりあえず、荒らしてしまい、全くやっていないというところであれば、もう、完全に撤去指導が入ると思うんですが。とりあえず、本来ですとこの営農の太陽光というのは3年間有効なんですけども、ちょっと厳しいところは1年間、1年間の申請を義務付けまして、そのたびに状況を聴取して、それで一応はまず撤去の前に指導を行い、それでも全く改善がされないという場合になれば撤去になると思います。ただ、いかんせん今、全国的にまだ撤去指導に至った案件がありませんので、国また県としても慎重に行っているところです。

今のところ、本市の最大の思案になっているところは、今まで耕作放棄地になっていたところが、営農型がやりたいということもあるんですが、一応、農地として復元して再生して営まれているというところに、今のところ重点を置いているところです。今の段階では、とりあえず営農をしていけば継続、もう全くそのまま太陽光一本で荒らした場合には撤去になる方向で検討をしているところです。

○三須会長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑がないようでしたら、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、3番について、1年間の条件付き許可相当とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については、1年間の条件付き許可相当に決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、6ページをごらんください。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字谷上地先、地目、畑、面積、484平方メートル、区分、贈与、転用目的、農家住宅用地。転用事由、現在、申請地隣接で親と同居しているが、子どもの成長に伴い手狭なことと、今後、祖父の農地を借り受けて、新規で農業経営を始める予定のため、当該申請地に農家住宅を建築するものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

続いて、番号2は取り下げとなりました。

続きまして、番号3、所在、八街字屋敷添地先、地目、畑、面積、2,856平方メートルのうち46.70平方メートル、区分、売買、転用目的、道路拡幅用地。転用事由、現在、不動産業を営み、申請地付近で宅地分譲を予定しているが、分譲地までの道路が狭いため、当該申請地を道路として拡幅するものです。農地の区分は、用途地域に近接し、市街化が見込まれる区域内にある農地等の理由から第2種農地と判断されます。

番号4、所在、八街字新氷川小路地先、地目、畑、面積、993平方メートル、区分、売買、転用目的、宅地分譲用地。転用事由、現在、市内で不動産業を営む申請者が宅地分譲として3区画造成し販売するものです。農地の区分は、第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

続いて、番号5、番号6は関連しておりますので、あわせてご説明いたします。

番号5、所在、八街字南側地先、地目、畑、面積、171平方メートル。番号6、所在・地目同じく、面積、4,876平方メートルのうち159.12平方メートル、区分、売買、転用目的、専用住宅用地。転用事由、子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭なため、住環境のよい当該申請地に専用住宅を建築し、移り住むものです。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号7、八街字裏島地先、地目、畑、面積、992平方メートル、区分、売買、転用目的、宅地分譲用地。転用事由、現在、市内で不動産を営む申請者が宅地分譲として3区画造成し販売するものです。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号8、所在、八街字南富士見地先、地目、畑、面積221平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積1,792平方メートル、区分、売買、転用目的、宅地分譲用地。転用事由、現在、不動産を営む申請者が宅地分譲として13区画造成し販売するものです。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

なお、本件は1,000平方メートル以上の土地を対象とする建築行為となりますので、これは開発行為に該当し、都市計画法の調整が必要となりますので、その旨、意見に付することが妥当と思われま。

番号9、所在、八街字置里地先、地目、畑、面積、429平方メートル、区分、売買、転用目的、宅地分譲用地。転用事由、現在、不動産を営む申請者が宅地分譲として2区画造成し、販売するものです。農地区分は第1種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号10から番号12は同様の内容なので、一括してご説明いたします。

番号10、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積、1,033平方メートルのうち0.35平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積0.76平方メートル。番号11、所在・地目同じく、面積、716平方メートルのうち0.41平方メートル。番号12、所在・地目同じく、面積、648平方メートルのうち0.41平方メートル、区分、一時転用の使用貸借でございます。転用目的、営農型太陽光発電設備用地、転用事由。ここで転用事由について訂正があります。冒頭の「農地の借受者が耕作を継続しながら」と記述してありますが、これを正しくは、「義務者が耕作を継続しながら」に訂正をお願いいたします。それでは、説明を続けます。転用事由、義務者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、番号10については、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。また、番号11、番号12は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農地に該当いたします。なお、本件は、議案第1号、2番から4番にそれぞれ関連しております。

番号13、所在、大木字吉山地先、地目、畑、面積1,248平方メートル、区分、売買、転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に、太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るものです。農地の区分は、第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号14、所在、山田台字宮ノ原地先、地目、畑、面積、314平方メートル、区分、売買、転用目的、駐車場用地。転用事由、現在、申請地の隣接地で希少価値のある自動車を管理する事業を行っているが、敷地が手狭で不便を生じているため、当該申請地を駐車場用地とし

て拡張するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

最初に、議案第3号、1番を鈴木部長お願いいたします。

○鈴木部長

第3号の番号1番、報告いたします。

立地基準ですけれども、朝陽幼稚園から北へ約1キロメートル市道に接続されています。農地区分ですけれども、第1種農地、事務指針30ページ、②の㉔による例外に該当いたしません。代替性の有無ですけど、代替性はありません。

一般基準、農家住宅ということで、484平方メートルで妥当だと思われます。資金ですけれども、借入金及び自己資金で賄うと。

これ譲与ですけれども、新規就農で、やはり新たに新規就農始めるということで、親と違う仕事をやる。祖父の畑を借りてナス栽培をやるということで、新規就農の申請もなされているそうですので、この農家住宅建てるのには条件も畑のすぐそばであるし、何ら問題ないと思います。

以上、報告終わります。

○三須会長

次に、議案第3号、3番、4番を長谷川委員お願いいたします。

○長谷川委員

議案第3号、3番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北へ約1キロメートルに位置し、市道に面しており進入路は確保されております。

農地性としては、用途地域内の農地であるため、事務指針の27ページの⑤の(a)の(イ)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は道路拡幅用地ということです。申請面積は46.7平方メートルであり、面積等の関係においても妥当と思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

事業計画ですが、用水、雨水、汚水、雑排水はなし。アスファルト舗装をし、周囲に地先の境界ブロックを施工するため、土砂の流出等はありません。工事中は通勤・通学の時間帯は資材の搬出入は行わないようにすることです。

権利者は、不動産業を行っており、申請地近隣は宅地の需要が多いため、隣接土地の宅地分譲用地のための道路の拡幅を計画したとのことからも、必要についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は問題ないものと思われます。

以上で終わります。

○三須会長

続いて、4番お願いします。

○長谷川委員

議案第3号、4番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北西約500メートルに位置し、市道に面しており進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内の農地であるため、事務指針の27ページの④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は宅地分譲3区画用地ということです。申請面積は993平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われまます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

事業計画ですが、用水は公営水道、雨水は浸透枿、汚水・雑排水は公共の下水道へ2区画、合併浄化槽へは1区画で行うそうです。日照、通風の影響はありません。造成計画としては、周囲にブロックを積み、申請地内の切り土・盛り土で整地工事を行うため、外部からの土砂の搬入はありません。資材の搬入については、通勤・通学の時間帯は避けるそうです。

権利者は不動産業を行っており、申請地近隣は宅地の利用が多く、閑静な住宅地で宅地分譲に適していると判断したため、本申請に至っております。

このようなことから立地基準、一般基準とともに本案件は問題ないものと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に議案第3号、5番及び関連であります6番を舩木委員にお願いいたします。

○舩木委員

議案第3号、5番、6番、関連案件ですので、一括して調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、JR八街駅より南西約1キロメートル、県道千葉横芝線より位置指定道路で進入路は確保されております。農地性としては、事務指針27ページ④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地であり、5番の171平方メートル、6番の4,876平方メートルのうち159.12平方メートルで合計330.12平方メートル。建築面積、木造2階建て175.19平方メートルであり面積妥当であります。資金につきましては、借入金で賄う計画となっております。土地の選定理由といたしましては、権利者の子どもが通う学校が約50メートルほどの至近距離にあるため選定したとのことです。

事業申請に、支障となるものはなく、隣接農地は6番の義務者の農地であります。事業計画ですが、用水は公共上水道、汚水・雑排水にては公共下水道を使用、雨水については浸透枿にて宅内処理を行います。

造成計画ですが、埋め立て等を行わず専用住宅建地となる整地程度を行う予定です。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないと思われまます。

以上で調査報告終わります。

○三須会長

次に、議案第3号、7番を武藤副部長お願いいたします。

○武藤副部長

7番、8番については、同じ担当区域なので、連続して報告させてもらうことを許可をいただきたいと思います。

まず、7番について調査報告をいたします。

まずは立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南西へ約1.5キロメートル、3月に開通したバイパス道路に接しております。農地区分は事務指針27ページ④の⑥に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、宅地分譲992平方メートルに3区画、建物の建築はありません。敷地のみの販売を行い、現状の地盤は整地し販売します。整地や道路が平坦であり、県道成東酒々井線にて接しているため、好条件のためこの場所を選びました。敷地周辺はブロックで囲い、雨水の流出は防止します。隣接農地所有者には説明をいたしました。自己資金で賄うそうです。工事中は安全第一に、特に子どもたちの登校時間には特に気を付けるとのことでした。

以上の内容から、何ら問題はないと思われまます。

続いて、8番について調査報告をいたします。

申請地は、JR八街駅より南西へ約1.5キロメートル、主要地方道千葉八街横芝線に接しております。農地区分は、事務指針26ページ④の⑥の（ウ）に該当するため、3種農地と判断いたしました。申請地1,792平方メートル、現在、老朽化した建物を解体し、宅地分1,173.55平方メートル合計2,965.55平方メートルに敷地分譲13画を計画、自己資金で賄う予定であります。申請地は道路より若干高いので、土砂の排出を行います。近隣は住宅地であり地形もよいので、事業を計画いたしました。公共水道、雨水は雨水貯留槽にて調整後オーバーフロー分を全面市道既存側溝に放流、汚水・雑排水は公共下水道。工事中は交通誘導員を配置し、安全を図ります。

建物は2階建て住宅で通風・日照の問題はないと思われまます。近隣地の境にはブロックで設置し、土砂の流出はありません。隣接には義務者以外の所有農地はありません。宅地は約79.4%、道路20.0%、その他の区域は拡幅部分です。敷地分譲以外の目的には使用しないとの誓約も入っております。1,000平方メートルを超えるので開発行為ということになっております。

よって、本案件は何ら問題はないと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第3号、9番を内藤副部長、よろしく申し上げます。

○内藤副部長

それでは、議案3号、9番の調査報告をします。

立地基準としては、申請地はJR榎戸駅より西へ約100メートルに位置し、県道に面しており進入路は確保されています。農地区分としては、事務指針の27ページ④の⑥の（ウ）に該当するため、第3種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は宅地分用地ということですが、申請面積が429平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっています。周辺には農地はなく境界ははっきりしています。埋め立て等を行わず整地のみで行う予定になっています。用水、排水は上下水道を利用。申請地は、榎戸駅近くで周辺環境も住宅街と商業施設があるので宅地分譲用地として需要も見込まれると思いますので、必要性についても認められます。

これらのことから、本案件は何ら問題ないものと思われます。

調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第3号、10番から12番までを保谷委員お願いいたします。

○保谷委員

議案3号、10番、11番、12番、関連していますので、一括で調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より西方向に約4キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分として、10番、事務指針25ページ②の①に該当するため、第1種農地と判断しました。事務指針30ページ②の②に例外に該当すると判断しました。農振農用地として11番、12番、事務指針29ページ①の③の（ア）による例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は営農型太陽光発電設備用地ということですが、面積は10番、0.76平方メートル、パネル440枚、杭164本、支柱2本。11番、0.41平方メートル、パネル240枚、杭88本、支柱1本。12番、0.41平方メートル、パネル240枚、杭88本、支柱1本であり、面積は妥当と思われます。資金の確保について、自己資金と借入資金で賄う計画となっております。

事業計画について、造成や埋め立て等せず、設置作業の効率化を目的とした整地のみを行う。用水はなし。雨水は敷地内自然浸透、雨水・排水はなし。防災計画は、工事中、接道を走行する車両は人に十分注意を払い、事故のないようにする。周辺農地の営農条件の被害防除対策は隣接する農地の土砂流出及び農作物の侵入を防ぐため、素掘り側溝を講じる。日照についても太陽光パネルが2メートルの高さがあるため影響はありません。通風に関しても、太陽光設備の空間はあるため問題はありません。被害防除対策は近隣へは隣接する方面の草刈り、ダイカンドラのほかへの侵入を防ぐということになっておりますので、周辺の農地の営農状況に支障を来すことはないと思われます。

事業計画について、隣接所有者に確認をしたところ、説明を受けて了解しているとのことでした。

また、申請地は土地改良受益地ですが、支障なしとの改良区の意見が付してあります。必要性についても認められ、あわせて許可後も速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準・一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。続きまして、関連しております議案第1号、2番、3番、4番、農地法第3条地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺農地に関わる営農条件に支障はないため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の同様の処分に合わせることを望ましいと思っておりますので、最終決定については会長専決で処理してはどうかと思っております。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第3号、13番を石井委員お願いいたします。

○石井委員

議案第3号、13番についての調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南東方向へ約1.2キロメートル、国道409号線日向入口交差点より約400メートル、県道成東酒々井線から位置指定道路を通り進入路は確保されております。

次に、農地区分としては、用途地域内にある農地でありますので、事務指針27ページ④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請地は太陽光発電施設用地ということで、申請面積は1,248平方メートルであります。面積妥当だと思われま

す。資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。次に、申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。事業計画であります。土地有効利用するために太陽光発電設備、太陽光パネル232枚、パネル総面積約380平方メートル、発電出力59.1キロワット。今、現状の状態ではすごく雑草が生えて大きく伸びておりますので、雑草を除去し、埋め立ては行わずに設置をするとのこと

であります。土地選定理由としては、義務者は申請時で農業を営めてはおらず、今後、農業を行う体力や時間的・経済的余裕もないため、権利者に申請地対象の土地を権利者に受け渡しをしたいとのこと。申請地対象の土地以外の新たに施設を設置するための用地を使用していないためとのこと。隣接に対する被害防除対策であります。周囲はフェンスにて囲い、用水は利用せず、雨水は自然浸透させ、汚水・雑排水等は発生しないとのこと。工事中は火災等に注意の上、工事管理を行うとのこと。隣接農地所有者に説明し、異議がないとのこと。その他として、本土地そばの所有者自宅にて説明した折に、事前に工事を行う前に雑音が気になりますので、知らせてほしいとの要望があったそうです。それに対しては対応しますとのこと。申請地は土地改良受益地ではありません。権利者は以上のことから、許可後、速やかに事業

を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準・一般基準ともに、本案件は何ら問題のないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第3号、14番を森副部長お願いいたします。

○森副部長

議案第3号、14番、農地法第5条の許可申請について報告いたします。

立地基準ですが、市役所より南に約1.2キロメートル宮ノ原コミュニティセンター前に位置し、市道に面し進入路は確保されています。

次に、農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、事務指針の28ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、権利者は今現在、ビンテージカーの仕事をしていますが、車庫が手狭になり駐車場が不足しており、隣接地を買い取り造成し、利用したいとのこと。面積は314平方メートルで妥当と思われま

す。資金については、自己資金で行う計画となること。申請地は、小作人等権利移転に対する支障はありません。被害防除計画ですが、整地のみを行い、ブロックで雨水の流出を防ぐ計画です。申請地は、土地改良受益地ではありません。土地を選定した理由は隣接地であること。必要性も認められ、許可後、速やかに事業を行うものと思われ判断しました。

これらのことから、立地基準・一般基準ともに問題ないものと思われま

す。以上です。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませ

（「質疑なし」の声あり）

○三須会長

質疑はないようでしたら、質疑を打ち切り、採決いたします。

最初に、議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、5番及び6番を一括して採決いたします。

議案第3号、5番及び6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、5番、6番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、8番については都市計画法の調整を条件に許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、10番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、11番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、12番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、12番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、13番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、13番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、14番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、14番については許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第3号、10番の関連であります議案第1号、2番、議案第3号、11番の関連であります議案第1号、3番、議案第3号、12番の関連であります議案第1号、4番についての担当委員の報告は許可相当です。これらの3件は5条の一時転用に関連していることから、知事の処分に合わせて会長専決としてよろしいか意見がありましたが、今後の事務処理につきましては会長専決でよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

次に、議案第4号、農地競売買受適格者証明の交付について、農地法第5条を議題といたします。

この議案は部会案件です。農地部会第1班が担当しましたので、班長の森副部長から1番、2番の報告をお願いいたします。

森副部長、お願いします。

○森副部長

議案第4号、農地競売買受適格者証明の交付について報告いたします。

所在、八街字巽台、地目、畑、2, 440平方メートルほか3筆、合計3, 174平方メートル、目的、資材置場用地。転用事由、現在、不動産業及び土木工事業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭になり、また、当該申請地の近接に事業拡大の計画もあるため、当該申請地を資材置場として利用し、事業の効率化を図りたい。

2番、同じく八街字巽台、地目、畑、2, 440平方メートルほか3筆、合計3, 174

平方メートル、目的、資材置場用地。転用事由、現在、土木資材の販売業を営んでいるが、当該申請地近隣における受注が増加しており、既存の資材置場でも手狭なため、当該申請地を資材置場として利用し、事業の効率化を図りたい。

これ、部会案件ですので、部会報告をいたします。

平成29年5月31日午後1時20分より、市役所第一会議室において農政部会を実施いたしました。調査委員は私、森ほか中川副会長、林農政部長、農政第1班の長谷川委員、宇都木委員、日暮委員、保谷委員、地区担当の池田委員です。事務局からは宮内主査、太田主査が出席しております。

それでは、調査結果を報告申し上げます。

所在は、八街字巽台、地目、畑、申請地は4筆合計3,174平方メートルです。転用目的は資材置場用地です。転用事由は、現在、不動産業及び土木事業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であり、また、当該申請地の近隣で事業拡大の計画もあるため、当該申請地を資材置場として利用し、事業の効率化を図るためです。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市スポーツプラザより西へ約1.5キロメートルに位置し、県道千葉八街横芝線に接しています。農地性は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。事務指針の28ページの⑤の(b)に該当する第2種農地と判断しました。

権利者は、主な業務は不動産の開発業と工事業です。会社の事業開発開始は昭和59年、年商は約8,000万円で従業員は家族経営の5名だそうです。取り扱い資材は山砂、砕石とコンクリートの二次製品で、保有する車両は6台あり、重機類はレンタルで使用していますが、今後、リースにする予定だそうです。

主な現場は八街市をはじめ、千葉市、佐倉市、東金市とのことです。現在、使用している資材置場は佐倉市岩富に991平方メートルを借地で使用しておりますが、進入路が狭く大型車が入れないため不便であるとともに手狭であり、申請地は資材置場の購入先が八街市や東金市など業務範囲の中間点であることから利便性が優位とのことです。

また、現在、土地の開発を企画中とのこと、その土地を代替地として利用できないのか確認したところ、住宅地であるため、大型車の侵入による苦情があるため困難であるとの回答でした。

なお、開発中の土地は宅地分譲を予定しているとのことです。

次に、事業計画ですが、土地利用計画は進入路と資材置場で新しい資材を置きたいとのことです。造成は整地のみで全て砕石をします。用水・排水はなく雨水は掘り込み式の調整池を設置し自然浸透とします。外周にはブロック2段とフェンスを設置し、土砂等の流出を防止する計画です。

人の常駐はないのか確認したところ、建物を建てないため、今のところ考えていないとのことでした。盗難等に注意することを伝えました。

県道の歩道部切り下げについて確認したところ、協議済みとのことでした。資金計画は自己

資金について賄う計画です。

以上の調査結果から、権利者は今後事業を展開していく上で、申請地の必要性が認められますので、農政第1班といたしましては許可相当と判断いたしました。

続きまして、先ほどと同じく平成29年5月31日午後2時50分より、市役所第一会議室におき引き続き実施しました農政部会の結果を報告いたします。

現在、地目、申請面積は第1号と同じ同一箇所のため同様です。転用目的は資材置場用地です。転用事由は、現在、土木資材の販売業を営んでいるが、当該申請地近隣における受注が増加しており、既存の資材置場も手狭なため、当該申請地を資材置場として利用し、事業の効率化を図るものです。

立地基準及び農地性は番号1と同様です。

権利者の主な業務は、土木建築資材の販売です。スラグの仕入れ、販売が中心です。会社の事業開始は平成9年で年商は約4億円前後だそうです。従業員は8名で、保有する車両は営業用乗用車のみです。現在、使用している資材置場は自己所有で、四街道吉岡に1,200坪と借地で佐倉市工業団地内に1万3,000平方メートルの2カ所を使用していますが、需要の増加に対応するため申請地を取得し、事業の拡大業務を安定化し図りたいとのことです。

次に、事業計画ですが、土地利用計画は資材置場とし、砕石など2品目程度置く予定です。造成は整地のみで砕石を敷きます。用水・排水はなく、雨水は敷地内で自然浸透といたします。外周には小堰堤を設置し、土砂等の流出を防止するとともに、粉じん対策として防砂ネットを設置する計画です。人の常駐はないとの確認したところ、建物を建てないため考えていないとのことでした。盗難等に注意するよう伝えました。

県道の歩道部切り下げについて確認したところ、承知しているとのことでした。資金計画は自己資金にて賄う計画です。

以上の調査結果から、権利者は申請地を取得し、事業の拡大と業務の安定化を図り、事業を展開する上で申請地の必要性が認められますので、農政第1班としましては許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○三須会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑は打ち切りお諮りいたします。議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

なお、今後、事務処理につきましては、競売終了後、農地法第5条の規定に基づく本申請が提出されたときには、申請内容が今後との相違がない場合は総会に諮らず会長専決とすることに許可相当の意見としてよろしいかお伺いいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、会長専決として決定いたします。

会議中ですが、ここで10分ほど休憩をいたします。

休憩 午後4時22分

再開 午後4時34分

○三須会長

それでは、再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号、農地法第2条1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、10ページをごらんください。

議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定について、ご説明いたします。

これは、農地利用状況調査におきまして、現況が山林・原野化している等、農地に復元して利用することが著しく困難なものとして、国の定める基準に従って、非農地と判断する可否を対象とした土地です。調査日につきましては、転用事実確認とあわせて、平成29年5月9日に林部長、船木委員、小川委員、事務局から宮内主査、太田にて調査いたしました。

また、平成29年5月19日に中川副会長、岩品副部長、日暮委員、事務局から宮内主査、太田にて調査いたしました。

調査結果は表に示したとおりでございます。合計31筆、3万2,368平方メートルを非農地と判断し、本件につきまして認定を求めるものです。

なお、今後も地区別に順次調査を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○三須会

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございましたら。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第5号は認定することに決定いたします。

次に、議案第6号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案書12ページをごらんください。

議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、平成29年5月17日付で、八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)の承認を求められております。それでは、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字鍵袋、地目、畑、面積、7,855平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

番号2、所在、八街字鍵袋、地目、畑及び原野現況畑、面積、6筆合計4,402平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

番号3、所在、文違字文違野、地目、畑、面積、3,077平方メートル、利用権の種類は使用貸借、期間は3年、新規です。

番号4、所在、勢田字北、地目、山林現況畑、面積、2,522平方メートル、利用権の種類は使用貸借、期間は5年、新規です。

番号5、所在、勢田字北、地目、畑、面積、495平方メートル、利用権の種類は使用貸借、期間は5年、新規です。

番号6、所在、小谷流字塚越、地目、畑、面積、7筆合計4,532平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は1年、新規です。

番号7、所在、小谷流字木戸脇、地目、畑、面積、7筆合計3,246平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は1年、新規です。

番号8、所在、滝台字滝台、地目、畑、面積、5筆合計5,956平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は4年6カ月、再設定です。

番号9、所在、文違字文違野及び字山王台、地目、畑、面積、9筆合計1万2,469平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は10年、新規です。

ただいま、ご説明いたしました番号1から9までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございましたら。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号、1番から9番までについて、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員ですので、1番から9番までについては承認することに決定いたします。

次に、議案第7号、農用地利用配分計画(案)の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

議案書15ページをごらんください。

議案第7号、農用地利用配分計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成29年5月17日付で、八街市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農用地利用配分計画(案)の意見を求められております。

番号1、所在、文違字文違野及び字山王台、地目、畑、面積、9筆合計1万2,469平方メートル、利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から平成39年6月8日まで、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第7号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については承認することで決定いたします。

次に、議案第8号、平成28年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認について及び議案第9号、平成29年度目標及び達成に向けた活動計画(案)の承認につい

てを関連がありますので一括して議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案書16ページ、議案第8号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認について及び議案書19ページ、議案第9号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について、ご説明いたします。

なお、2件の議案は関連しておりますので、一括でご説明いたします。

まず、農業委員会の事務の情報公開につきましては、従来から審議の透明化を図るため、総会の議事録を作成し、これを縦覧に供さなければならないこととされてきたほか、農業委員会の活動について、広く一般に知っていただくよう、担い手の集積状況等に関する活動状況をまとめ、ホームページ上で公表してきたところです。

昨年の4月1日に施行されました改正農業委員会法では、農業委員会の所掌事務、いわゆる法令によって農業委員会に定められた事務、これが見直しされまして、農地等の利用の最適化の推進が必須事項となったことにあわせまして、農地等の利用の最適化の推進状況、その他の農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、インターネット等により公表することが新たに法定化されました。

また、情報の公表につきましては、来年度の6月30日までに公表しなければならないということとされております。

それでは、お手元の別冊資料の1をごらんいただきたいと思います。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の1ページ目ということで、農業委員会の状況といたしまして、農地の面積、農家数、農業委員会の体制について記載しております。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。

担い手への農地の利用集積、集約化といたしましての利用集積の現状と課題。平成28年度の目標と実績、そして活動内容等について記載いたしました。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進といたしまして、新規就農状況と課題、平成28年度の目標と実績、活動内容について記載いたしました。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。

遊休農地に関する処置に関する強化になります。ここでは、市内の農地の現状と遊休農地に関する平成28年度の目標と実績、その達成に向けた活動について、記載しております。

5ページ目をお願いいたします。

違反転用への適正な対応といたしまして、違反転用の現状と課題、これに対する平成28年度の目標と実績、解消に向けた活動について記載いたしました。

続きまして、6ページ目をお願いいたします。

農地法等により、その権限に属された事務に関する点検、こちらの中では、農地法第3条に

基づく許可事務と農地転用に関する事務について記載しております。

次の7ページでは、農地所有適格法人からの報告状況と情報提供として農地の賃借料、権利移動、台帳整備について記載しております。

8ページ目をお願いいたします。

地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特にございませんでした。

次の、事務の実施状況の公表等につきましては、市のホームページで公表している旨、記載しております。

引き続き、次、別冊資料の2をごらんください。

別冊資料2、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認についてでございます。

記載内容につきましては、ただいま説明いたしました活動実績などをもとに、平成29年度の目標について作成しております。

まず、1ページ目ですが、農業委員会の状況といたしまして、農家や農地面積の最新数値を記載しております。

次に、2ページ目をお願いいたします。

担い手への農地利用集積と集約化といたしまして、集積面積の目標値を、そして新たに農業経営を営もうとする者への参入促進、これに向けた計画を記載しております。

最後に、3ページをお願いいたします。

遊休農地に関する処置につきまして、現状及び課題、目標及び活動計画を、そして違反転用の適正な対応につきまして、現状及び課題、活動計画をそれぞれ記載してあります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○三須会長

ないようでしたら、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第8号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第8号については承認することで決定いたします。

次に、議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第9号については承認することに決定いたします。

次に、報告案件で。報告第1号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案書18ページをごらんください。

報告第1号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、ご説明いたします。

番号1、所在、東吉田字東山、地目、畑、面積、2万1,531平方メートルのうち5,000平方メートル、合意の成立日とし引き渡し時期ともに平成29年5月11日です。

参考としまして、この解約の背景なんですが、所有権を移転し、今後は自己所有地として耕作していくということで、こちら、本議案の第1号第5番に関連しております。

以上です。

○三須会長

本件につきましては、報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了いたします。

その他、何か事務局ありましたら、願います。

○梅澤事務局長

それでは、今月の予定について、ご説明いたします。

6月9日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査、三須会長、池田委員、石井委員、お願いいたします。

6月19日月曜日、午後1時半より、転用時事確認現地調査、林部長、貫井委員、保谷委員、お願いいたします。

6月29日木曜日、午後1時半より、部会現地調査、転用事実確認現地調査、農地部会第2班の皆様、お願いいたします。

7月3日月曜日、午後1時半より、部会面接調査、農地部会第2班の皆様、お願いいたします。第一会議室で行います。

7月5日につきましては、今期の最後の総会となります。第一会議室にて行います。総会開始時刻につきましては、総会開催通知を確認してくださるようお願いいたします。

○宮内主査

それでは、最後になりますが、本日使用いたしました現地調査表及び担当案件の申請書等の関係資料の返却をお願いいたします。

○梅澤事務局長

閉会を宣す。(午後4時53分)

議事録署名人

議 長 三 須 裕 司

6 番 林 和 弘

7 番 山 本 重 文